

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 8 月 8 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第54号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第9条の3 （略）</p> <p><u>（支出命令者等の印影の届出）</u></p> <p>第9条の4 <u>支出命令者及び当該支出命令者を直接補佐する職にある者は、支出を命令する書類に押印する印鑑の印影を、あらかじめ、支出の命令の審査を行う会計管理者の権限を第9条第1項の規定により委任された者若しくは第9条の2第2項から第5項までの規定により専決することができる者又は支出の命令の審査を行う事務所所属出納員の権限を第10条の規定により専決することができる者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 会計管理者は、前項の届出のあつた印鑑を押印した書類による支出命令によらなければ支払をしてはならない。</u></p>	<p>第9条の3 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。